

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九
条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十一年一月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	名称	所在地	指定年月日
内科	伯南町国民健康保日野郡伯南町生山 險生山直営診療所四八九	伯南町生山	昭和三十年十一月一日

目次

- ◇告示 医療機関の指定
- 建築代理業者の登録
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 建設業者の変更登録
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

鳥取県告示第三十八号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十一年一月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

本

現

籍

事務所名称

業務管理者

三八四

昭和三一、一、一八

八頭郡用瀬町用瀬四一四

有田建築事務所
有田 富治

二級建築士 有田 富治

鳥取県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年一月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所
岩井手土地改良区

理事	岩井 昇	倉吉市下福田
"	杉本 精治	上福田
"	福井 金藏	下福田
"	田淵 正輝	"
"	田口 陽一郎	下米積
"	藤本 庄吉	上米積
"	藤本 秀平	上福田
"	平岩 八十治	"
監事	福井 伊藏	下福田
"	藤本 豊藏	上福田

就任した役員の名及び住所

岩井手土地改良区

理事	岩井 昇	倉吉市下福田
"	杉本 精治	上福田
"	福井 金藏	下福田
"	田淵 正輝	"
"	田口 陽一郎	下米積
"	藤本 庄吉	上米積
"	藤本 秀平	上福田
監事	福井 伊藏	下福田
"	藤本 豊藏	上福田
下郷土地改良区		
理事	大東 義美	西伯郡大高村大字下郷
"	吉川 芳治	大字泉
"	富田 晃	大字下郷
"	坂東 理一	大字泉
"	長谷川 理治	"

鳥取県告示第四十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年一月二十一日変更登録した。

昭和三十一年一月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

"	安田 喜代馬	大字下郷
"	関本 秀昭	"
"	富田 軍司	"
"	松本 惠六	大字泉
"	関 至誠	淀江町大字中間
監事	下関 重浩	大高村大字下郷
"	松下 義久	大字泉

富長土地改良区		
理事	杉原 茂市	名和町大字富長
"	杉原 恪郎	"
"	杉原 美肇	"
"	国谷 節造	"
"	杉原 尋義	"
監事	杉原 慶二	"
"	桑本 一	"
"	桑本 親章	"

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所々在

申請者氏名

鳥取県知事登録
(は)第一八八号

昭和二十九年
十月十日

昭和建設株式会社

鳥取市東品治町拾番地拾五

(新)近藤 松壽
(旧)広田 敏男

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年一月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

一日時 昭和三十一年二月三日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 昭和三十一年度予算について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

發行所 鳥取県鳥取市東町取
刷 鳥取市東町取
印 鳥取市東町取
刷 鳥取市東町取
所 鳥取市東町取